

事業所の皆様へ

薩摩川内市プレミアム付商品券 登録事業者募集中

市では、市内全世帯の世帯主を対象として、市内1世帯につき10,000円分のプレミアム付商品券を5,000円で販売します。

以下のとおり、この商品券が利用可能となる登録事業者を募集します。

1 登録対象事業者

登録対象事業者	主な業種の例
宿泊業	旅館、ホテル、民宿
飲食サービス業	食堂、レストラン、料亭、喫茶店、居酒屋、バー、仕出し、持ち帰り飲食業、配達飲食業等
小売業	スーパー、雑貨店、衣料品店、八百屋、魚・肉屋、パン屋、花屋などの小売業（ただし、本市に本店の登記をしている法人又は本市に住民登録のある個人事業主に限ります。）
タクシー業	タクシー業
運転代行業	運転代行業
旅客定期航路業	高速船甕島及びフェリーニューこしきの全ての便が対象となります。
旅行業	第一種・第二種・第三種旅行業のいずれかの資格を取得している業者

※ 商品券利用対象事業者となるには、事前の登録が必要です。

2 登録期間

令和2年6月1日（月）～令和2年11月30日（月）

*ただし、令和2年6月15日（月）までに申請し登録された事業者は、事業周知チラシの登録事業者一覧に掲載します。

申し込みについての詳細は、裏面をご覧ください。

3 申込先

市役所本庁・支所へご持参いただくか、郵送ください。

4 商品券の販売期間

令和2年7月中旬～令和2年12月31日

5 申込・お問い合わせ先

〒895-8650

薩摩川内市神田町3-22

薩摩川内市役所 プレミアム付商品券事業プロジェクトチーム

電話：0996-23-5111

商品券利用可能店舗に登録を希望される皆様へ プレミアム付商品券登録事業者募集要項（概要版）

事業者は登録が必要です

1 登録事業者の資格

- ・ 薩摩川内市に店舗や事業所を有する事業者
- ※ 薩摩川内市プレミアム付商品券事業実施要綱及び本募集要項を遵守してください。
- ※ 性風俗関連特殊営業、特定の宗教・政治団体に関わる事業者、暴力団・暴力団員と関係を有している事業者など公序良俗に反する営業を行っている事業者は対象となりません。

2 申請期間

令和2年6月1日～令和2年11月30日

- ※ 令和2年6月15日（月）までに申請し登録された事業者は、事業周知チラシの登録事業者一覧に掲載します。

3 登録申請書の取得方法

市役所本庁・各支所または、市ホームページより取得

商品券の注意事項

- (1) 商品券は、物品の販売又は役務の提供の取引において使用が可能となります。これらの取引以外において、商品券を売買又は流通させることは禁じられています。
- (2) 商品券は、登録事業者において使用期間内に限り利用できます。
- (3) 商品券は、現金との引換はいたしません。また、額面の金額を下回る場合、つり銭を支払うことはできませんのでご注意ください。
- (4) 商品券の盗難、紛失又は滅失等に対し、本市はその責任を負いません。

商品券の換金方法等について

1 換金期間

商品券販売開始日～令和3年2月10日（水）まで

2 換金方法

市に対し、請求書と受け取った商品券を添えて申し出ていただきます。市では、申し出のあった商品券相当額を指定された口座に振り込みます。

3 遵守事項等

- (1) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないでください。
- (2) 使用済み商品券を換金せず、他の登録事業者で使用しないでください。
- (3) 登録事業者であることが分かるように、店頭などにポスターを掲示してください。
- (4) 商品券の不正使用（偽造等）が疑われる場合には、速やかに薩摩川内市役所本庁プレミアム付商品券事業プロジェクトチームへ連絡してください。
- (5) 使用期間終了後の商品券は受け取らないでください。

